

参考資料

1 用語解説

1 SDGs エスディージーズ (1 ページ)

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称。2030 年までに国際的に達成すべき目標で、17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されている。

2 地域間幹線系統 (3 ページ)

地域住民の通学・通院・買い物等、生活の維持に重要な役割を果たしている、複数の市町村にまたがる広域的なバス路線。本計画では主に、このうち運賃収入のみで採算が確保できず、国や県が補助を行っているものを指す。

3 乗合タクシー (3 ページ)

乗合バスのように乗合旅客を運送するタクシーで、車両の乗車定員は 10 人以下となる。定時定路線で運行する形態と、事前に予約を受けて運行するデマンド型等の形態がある。

4 デマンド交通 (3 ページ)

利用者からの予約に応じ、自宅と目的地間を乗合で運行する運行形態。乗合のため、ほかにも同じ便に予約した利用者がいれば道順に回ってそれぞれの目的地まで運行する。

5 自家用有償旅客運送 (3 ページ)

公共交通サービスが十分ではない過疎地域などにおいて、住民の生活交通を確保するため、国土交通大臣の登録を受けた市町村、NPO 等が自家用車を用いて有償で運送するサービス。

運送目的により、交通空白地において地域住民又は観光旅客等の運送を行う「交通空白地有償運送」と、公共交通機関の利用が困難な身体障害者等を対象に個別輸送を行う「福祉有償運送」がある。

6 一般混乗 (3 ページ)

スクールバスや患者送迎バスに児童生徒や患者以外の一般住民も一緒に乗ること。

7 定時定路線 (13 ページ)

運行系統における停留所の時刻設定及び経路が予め定められているもの。

8 ICT アイシーティ (13 ページ)

Information and Communication Technology (情報通信技術) の略称。デジタル化された情報の通信技術を活用し、人とインターネット、人と人をつなぐ技術。

9 グリーンスローモビリティ (13 ページ)

時速 20km 未満で公道を走ることができる、電動車を活用した小さな移動サービス。

10 超小型モビリティ (13 ページ)

自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる 1 人

～2人乗り程度の車両。

11 オープンデータ化 (13 ページ)

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう次のいずれの項目にも該当する形でデータを公開すること。

- (1) 営利、非営利を問わず、二次利用可能なルールが適用されたもの。
- (2) 機械判読に適したもの。
- (3) 無償で利用できるもの。

12 交通空白地域 (21 ページ)

鉄道やバスなどの公共交通機関を利用することが困難なエリアのこと。一般的には、鉄道駅から半径 800m～1,500m 程度、バス停留所から半径 300～500m 程度の範囲から外れるエリアを公共交通空白地域としている例が多い。

13 BRT ビーアールティ (41 ページ)

Bus Rapid Transit（バス高速輸送システム）の略称。連節バス、専用道、専用レーン、優先レーン、PTPS（公共車両優先システム）等を組み合わせて、通常の路線バスよりも定時性、速達性を確保したもの。

14 ユニバーサルデザイン (48 ページ)

最大限可能な限り、全ての人々に利用しやすい製品やサービス、環境のデザイン。

15 インセンティブ (51 ページ)

意欲を引き出すために外部から与えられる動機付け。

16 立地適正化計画 (55 ページ)

平成 26 年 8 月の都市再生特別措置法の一部改正により、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、市町村が策定できることとなった計画。

17 都市計画マスタープラン (55 ページ)

都市計画法に基づき、長期的視点にたった都市の将来像や土地利用の方向性、都市施設の配置方針等、都市計画に関する基本的な方針を示すもの。

18 パークアンドライド (56 ページ)

鉄道駅やバスターミナル等の周辺に自動車を駐車し、そこから鉄道やバス等の公共交通機関に乗り換えて目的地に向かうシステム。

（関連用語）

キスアンドライド：鉄道駅やバスターミナル等まで家族等に送迎してもらい、そこから鉄道やバス等の公共交通機関に乗り換えて目的地に向かうシステム。

サイクルアンドライド：鉄道駅やバスターミナル等の周辺に自転車を駐輪し、そこから鉄道やバス等の公共交通機関に乗り換えて目的地に向かうシステム。

19 GTFS ジーティエフエス (58 ページ)

General Transit Feed Specification の略称。公共交通機関の時刻表や地理情報を公開するために標準化された、国際的に広く利用されているデータ形式。

なお、GTFS-JP は、国土交通省が定めた「標準的なバス情報フォーマット」における静的データフォーマットであり、GTFS を基本にして、日本の状況を踏まえて拡張されたものである。

20 MaaS マース (59 ページ)

Mobility as a Service の略称。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

21 モビリティマネジメント (60 ページ)

一人一人のモビリティ（移動）が、社会にも個人にも望ましい方向（マイカーへの過度な依存から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通施策。

22 タクシーの相乗りサービス (60 ページ)

配車アプリ等を通じて、目的地の近い旅客同士を運送開始前にマッチングし、タクシーに相乗りさせて運送するサービス。一人で利用するより割安な運賃でドアツードアの移動が可能となり、利便性の向上が図られるとともに、事業者・ドライバーにとっては、複数の利用者を効率的に運送することが可能となることや、新たな需要を喚起することが期待されている。国土交通省の通達により、令和3年11月から運用可能となっている。

23 ノンステップバス (70 ページ)

床面を超低床構造として乗降ステップをなくし、高齢者や児童にも乗り降りが容易なバス。

24 UD（ユニバーサルデザイン）タクシー (70 ページ)

足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすい“みんなにやさしい新しいタクシー車両”。

2 宮城県地域公共交通活性化協議会設置要綱

宮城県地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、宮城県地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関し必要な協議を行うため、宮城県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の作成及び変更に関すること
- (2) 交通計画の実施に関すること
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (4) 地域路線バス等の在り方に関すること。
- (5) 具体的な地域路線バス等の休廃止等に伴う対応に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選により定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、宮城県企画部長をもって充てる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が不在のときはその職務を代理する。
- 7 会長は、必要に応じて協議会の会議に臨時の構成員を加えることができる。
- 8 委員の任期は、就任の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、欠員が生じた場合はその後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の在任期間とする。
- 9 委員は、再任を妨げない。

(部会)

第4条 第2条第5号に関して、協議会に別表第2に掲げる地域区分ごとに部会を置く。

- 2 部会に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 協議会は、別に定めるところにより、部会の協議をもって、協議会の協議とすることができる。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、第2条第5

号に関して、協議すべき事項が一の市町村の区域内のみにおいて運行している路線の休止又は廃止に係る事項のみである場合は、当該市町村長を議長とすることができる。

- 2 委員は、会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。

(委員以外の出席)

第6条 会長は、必要があると判断するときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(書類の提出等)

第7条 会長は、協議会の運営上必要があるときは、それぞれの委員に対し、書類の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(協議等の結果の尊重)

第8条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

- 2 協議会において、第2条第5号に規定する事項について、路線又は事業の休廃止の申出から6か月以内に協議が整わない場合にあっても、届出どおりに事業者が路線又は事業の休廃止を行うことを妨げない。

(秘密の保持)

第9条 協議会の関係者は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、宮城県企画部地域交通政策課において処理する。

(分科会)

第11条 道路運送法施行規則第4条第2項の規定に規定する地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業又は同規則第49条第1号に規定する交通空白地有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長が設置する地域公共交通会議については、協議会に対し設置の届出を行った場合に、協議会の分科会とする。

- 2 協議会は、分科会の協議をもって、協議会の協議とすることができる。
- 3 前項の場合において、地域公共交通会議の主宰者は、その協議結果を議長に報告するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 宮城県地域路線バス等対策連絡協議会設置要綱（平成13年2月14日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1

- ・学識経験者
- ・国土交通省東北運輸局交通政策部交通企画課長
- ・国土交通省東北運輸局宮城運輸支局長
- ・公益社団法人宮城県バス協会専務理事
- ・一般社団法人宮城県タクシー協会専務理事
- ・東日本旅客鉄道株式会社東北本部企画部長
- ・バス事業者の代表者
- ・宮城県交通運輸産業労働組合協議会会長
- ・社会福祉法人宮城県社会福祉協議会会長
- ・宮城県高等学校長協会会長
- ・宮城県老人クラブ連合会会長
- ・地域おこし協力隊の代表者
- ・仙台市都市整備局公共交通推進課長
- ・石巻市復興企画部地域振興課長
- ・気仙沼市震災復興・企画部交通政策課長
- ・白石市市民経済部まちづくり推進課長
- ・登米市まちづくり推進部市民協働課長
- ・栗原市企画部市民協働課長
- ・大崎市市民協働推進部まちづくり推進課長
- ・大河原町政策企画課長
- ・亶理町企画課長
- ・宮城県警察本部交通企画課長
- ・国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所副所長
- ・宮城県企画部長
- ・宮城県土木部道路課長
- ・宮城県土木部都市計画課長

別表第2

地域区分	構成市町村
仙南	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町
仙台	仙台市, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市, 亶理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 大衡村
大崎	大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町
栗原	栗原市
登米	登米市
石巻	石巻市, 東松島市, 女川町
気仙沼	気仙沼市, 南三陸町